

令和 8 年度

第 1 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 8 年 6 月 8 日（月）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和 8 年度第 1 回千葉県環境影響評価審査会次第

令和 8 年 6 月 8 日（月）

午後 3 時 0 0 分～4 時 3 5 分

千葉県役所高層棟 3 階 X L 会議室 3 0 1

1 開 会

2 議 題

（1）千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（審議）

3 閉 会

配付資料

- | | |
|--------|---|
| 資料 1－1 | 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書及び要約書 |
| 資料 1－2 | 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書 説明資料（令和 7 年度第 3 回会議資料） |
| 資料 2 | 令和 7 年度第 3 回千葉県環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解 |
| 資料 3 | 審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解 |
| 資料 4 | 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見についての見解書 |
| 資料 5 | 公聴会における公述の概要 |
| 参考資料 1 | 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価手続のスケジュール |
| 参考資料 2 | 準備書説明会における質疑応答の概要 |

午後 3 時 0 0 分 開会

【辻本環境保全課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催には委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 12 名の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、机上にあります本日の会議資料のご確認をお願いいたします。会議資料は次第に記載のとおりですので、不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

次に、会議・議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様にご承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました岡本です。

それでは、早速ですが、これより会議を開催したいと思います。これからの議事進行は着席して進めさせていただきますので、説明をしてくださる方も着席をしたままで結構でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議題（１）「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書について（審議）」です。

初めに、事務局より手続のスケジュールについての説明をお願いいたします。よろしくお願い致します。

【奥村環境保全課長】 それではご説明いたします。参考資料 1 をご覧ください。

本準備書につきましては、3 月 9 日に諮問し、同日の審査会においてご審議いただきました。当日の審査会委員意見と事業者の見解につきましては、資料 2 にまとめております。審査会での岡本会長からのご指示により、委員の皆様からご提出いただいた審査会後の追加意見につきましては、17 項目ございますが、資料 3 にまとめていただいております。

また、3 月 18 日まで住民等から環境の保全の見地からの意見を受け付け、提出された 20 通の意見に対し、4 月 22 日に事業者から見解書が提出され、4 月 28 日に公告を行いました。そちらは資料 4 になります。意見と事業者見解につきましては、後ほど事業者から説明いただく予定としております。

併せて、住民等の意見が一定数を越えたことから、広く住民等の意見を聴くため、

条例の規定に基づき公聴会を開催することとし、5月16日、後日提出された意見も含め、公述人12人から準備書及び見解書に対する環境保全の見地からの意見を伺いました。公聴会における公述の概要につきましては、資料5にまとめておりますので、目を通していただければと存じます。また、公述人から当日提出された資料につきましては、委員の皆様の上に配付しておりますので、併せてご覧ください。

準備書に対する市長意見についてですが、条例の規定により見解書が提出されてから90日以内に発出することとされておりますので、7月に開催予定の次回審査会において答申をいただきたいと考えております。

手続に関する説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、これより事業者から説明を受けたいと思います。事業者からは、準備書説明会における質疑応答の概要、前回の審査会及び審査会後に委員の皆様から寄せられた意見に対する見解、準備書に対する住民等の意見についての見解書の内容、これらにつきまして、説明を受けようと思います。事業者が入室するまでの間、委員の皆様、しばらくお待ちください。

(事業者入場)

【岡本会長】 事業者の皆様、準備はよろしいでしょうか。

【事業者】 はい、お願いします。

【岡本会長】 ご苦労さまです。それでは、これより説明を受けたいと思います。説明をお願いいたします。

【事業者】 それでは、お手元の参考資料2、資料2、資料3、資料4についてご説明します。

まず初めに、参考資料2の「準備書説明会における質疑応答の概要」の内容についてご説明いたします。

去る2月20日及び21日に菅田公民館で開催いたしました説明会には、計34名の皆様にご参加いただき、全19項目にわたる質疑が交わされました。

まず、生活環境及び交通に関する事項についてです。最も多くの懸念が寄せられたのは、工事用車両の運行に伴う大気質、騒音、交通安全への影響です。

ダンプカー等の運行台数の根拠となる山積表が掲載されていないとのご指摘については、情報公開の透明性を高めるため、次の段階の評価書の資料編にて確実に掲載することをお約束しました。また、通学路でもある下大和田17号線につきましては、本事業の大前提として極力利用しない計画としております。既存集落内への大型車両の流入を根本的に抑制するため、千葉東金道路の中野インターチェンジ側に専用のアクセス道路を新設し、主要動線とする計画です。交通安全対策についても、運送事業者任せにせず、事業者が主体となって運転手への教育や交通ルールの遵守を継続的に周知徹底してまいります。

次に、水象及び災害対策に関する事項についてです。ゲリラ豪雨への対応や、大規模な切土による地下水涵養機能の低下についてご質問をいただきました。

沈砂池の容量は、アセスメントの予測においては濁水流出を防ぐ目標値として設定しておりますが、実施設計段階では、千葉市の治水基準等に適合する防災機能を含めた十分な容量を確保いたします。地下水涵養については、切土エリアへの雨水浸透施設の設置等により、現況の 7 割から 8 割程度を確保し、本事業では地下水の揚水は行わないため、地盤沈下の危険性はありません。上水道は、大木戸浄水場からの供給について、事前協議を済ませております。

次に、動植物・生態系に関する事項です。本地域が「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されていることを踏まえ、ネイチャーポジティブ等の環境要請との整合性が問われました。

本事業では、生態系の核心部である北側の谷津田を事業実施区域から完全に除外した上で、谷津田との連続性を考慮した残地森林の確保、希少植物のカンアオイの移植、サンバ等、猛禽類に関する事後調査の実施など、実行可能な環境保全措置を講じることで、自然環境との調和を目指す方針であることをご説明いたしました。

最後に、事業計画に関する事項についてです。

新設する接続道路は鹿島川右岸側に整備する計画であり、交差点位置は関係機関と事前協議の上で決定すること、また、進入道路予定地の農業振興地域指定の解除手続についても、千葉市と協議を進めていることを回答しております。

続きまして、資料 2 に基づき、前回の審査会において委員の皆様から頂戴いたしましたご意見と、それに対する予測評価等についてご説明いたします。評価書に向けた補足や修正を行う技術的箇所を中心にお伝えいたします。

まず、水象、地下水・湧水の予測メカニズムと調整池の構造についてです。「谷津田の生態系を支える湧水量の減少を正確に予測すべき」、「面積だけでなく、水の流れや涵養域を考慮しているのか」、「調整池の構造と生態系への配慮」といった多角的なご指摘を受けました。

地下水涵養量の予測につきましては、単純な面積比率のみで算出したものではなく、土地利用形態に応じた雨水流出係数、年間降水量、蒸発散量率を用いた定量的モデルにより算出しております。盛土部分は安全上地下水への浸透管理が困難ですが、切土エリアにある宅地区画については、雨水浸透ますの設置等を進出企業に促し、環境保全措置を講じることにより、現況の 70%から 76.1%の地下水涵養量が確保されるという予測結果をお示しいたしました。

また、地下水の流れにつきましても、既存の観測データとボーリング調査を踏まえた流向図を作成しており、計画地全体が南から北に向かって低くなっている台地状の地形であることから、実施区域内で浸透した雨水が北や東側の谷津田に有効に供給されるメカニズムを確認しております。

調整池の構造につきましては、防災機能を確保するため、深さ 5m の土の堤体を設け、水がたまる最深部を 3m、常用部を 1～2m のなだらかな勾配を持つ設計といたします。50 年に一度の確率の降雨に対応する容量を確保するとともに、風による跳水や越流を防ぐための余裕高を設けております。さらに、生態系への配慮として、調

整池の底面をコンクリートで固めるのではなく、土質で構成し、池の際の部分にエコトーンが形成されやすい環境を創出するよう検討を進めております。

次に、事業計画の確度と進出企業の想定についてです。本計画では、食品加工、研究開発、物流倉庫、工業加工の４業種がそれぞれ 25%ずつ立地するという前提で予測を行っておりますが、この確度について問われました。

環境影響評価の予測手法において、この業種配分は将来の企業立地を完全に担保するものではなく、あくまでも現時点での想定となります。その上で、大気質や水質といった各環境要素の予測評価においては、この 25%配分をそのまま用いるのではなく、それぞれの予測項目において環境負荷が最大となる業種が 100%立地した場合を想定する安全側の評価を実施しております。ただし、給水量の予測においては、インフラ整備に直結する内容であるため、産業用地に立地し得る業態を細区分して集計し、より現実的な水量を想定した上で、安全率をかけて設定しております。

次に、動植物の予測評価についてです。動植物の予測評価においては、単純な面積の増減だけではなく、動物の行動圏や移動経路を含めた空間的な評価が不可欠であるとのこと指摘を受けました。

植物の改変率の算出方法につきましては、GIS 上で各種の確認位置のデータと改変区域を重ね合わせ、改変区域と重なる位置の個体数を消失数として算出した旨を評価書に明記し、追記いたします。この手法は、市内の他事例と同様の客観的手法です。

動物の予測評価につきましては、種の特性に応じた空間的配慮を評価に組み込んでおります。特にサシバ等の猛禽類については、営巣地そのものが改変されなくとも、工事の騒音や視覚的变化が繁殖に影響を及ぼす空間的影響を考慮する必要があります。このため、専門的な環境保全措置としてコンディショニングを採用いたします。事前に工事工程を精査し、建設機械をその場に放置して存在に慣れさせるところから始め、徐々に稼働時間を増やしていくことで、鳥類へのストレスを最小化する手法であり、過去のメタ解析論文等も参考に、科学的根拠に基づいた対策を取り入れてまいります。

最後に、生態系ネットワークと谷津田周辺の土地利用についてです。

谷津田の南側に配置される広場につきましては、開発基準で義務づけられた 3%の面積を確保するものですが、コンクリート等で固めた遊具中心の公園ではなく、防災機能を備えつつ、緑を多く取り入れた空間として設計いたします。周辺の植生調査結果に基づき、現存する落葉広葉樹の二次林を参考にした樹種を選定し、谷津田の自然と調和するよう配慮いたします。

また、準備書における改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、「造成森林又は緑地を整備する」という表現が誤解を招くとのこと指摘を踏まえ、評価書においては、「企業用地としての活用は行わず」、「建物の建設はせず」といった人為的改変を伴わないことを明示する表現へと修正・追記いたします。

続きまして、資料 3 に基づき、前回の審査会終了後に委員の皆様から個別に頂戴

いたしました追加のご意見と、それらに対する事業者の見解についてご説明いたします。

No.1 では、進出企業の汚染物質発生源に関して、大量の化石燃料を使用しないとしても、溶剤由来の有害化学物質の排出や、自家焼却炉の設置による隣接民家への影響が懸念されるところのご指摘を受けました。これについては、隣接居住地への環境影響の重要性を踏まえ、進出企業の具体的な施設配置や有害化学物質の排出特性、建屋による大気拡散への影響等を精査いたします。自家焼却炉の設置抑制や緩衝緑地の確実な整備等の対策を立地条件として講じることで、周辺的生活環境保全に適切に対処します。

No.2 では、給水予測において、食品加工業の影響が大きいため、その割合が最大となるケースの感度分析を実施すべきところのご意見をいただきました。こちらについては、準備書に示した原単位を基に食品加工業を 100%として設定すると、1 日当たり約 7,000m³となります。

No.3 では、等高線が詳細に描かれている一方で、観測データが 4 地点のみであるため、作成根拠を示すように求められました。これについては、4 地点の水位観測値に加え、参考値として地質ボーリング時の孔内水位や、現地踏査にて確認した湧水位置を考慮し、地形の標高及び勾配から専門的に地下水位を推定して作成しました。

No.4 では、ヘキサダイアグラムのイオンバランスが大きく崩れている点について再確認が求められました。これについては、炭酸水素イオンの測定に用いた M アルカリ度法が、水温や CO₂ の平衡変動の影響を受けやすく、冬季の採水による水温と外気温の差で低めに出た可能性や、火山灰質・堆積層主体の質によるカルシウムの変動など、自然由来の要因が重なった可能性が考えられます。理論値との乖離があっても、得られた生データを尊重し、恣意的なデータ操作を行わずに提示しております。今後は、データの信頼性向上のため、事業実施前までに追加の現地採水を実施し、補完的なデータの蓄積に努めます。

No.5 では、除外地東側の湧水が多く確認される場所に 17m 道路が建設される計画について、湧水への影響と道路配置の意図が問われました。道路の建設に当たっては、湧水地点を単純に埋め立てるのではなく、道路構造物の下部に透水層や有孔管を用いた通水維持施設を適切に配置します。これにより、地下水の流れをバイパスさせ、湧水機能を損なうことなく谷津田側へ導水します。また、除外地を取り囲むような道路配置は、各分譲区画へのアクセス性を考慮し、車両動線の交錯を防ぐ合理的な動線計画によるものです。

No.6 では、地層断面図 C-C' の位置が背景の等高線と重なり分かりにくいところのご指摘を受けました。評価書においては、分かりやすい色に修正します。

No.7 は、試錐 No.12 付近の標高 30m より深い部分に第 2 粘性層が賦存しないかところのご指摘です。No.12 は標高 39.72m までの調査であることから、正確を期すため、評価書では当該深度を描画しない形で掲載します。

No.8 では、涵養域の範囲の明示と、土地利用区分に基づく再計算及び浸透施設計

画の予測浸透量の提示が求められました。涵養域や土地分類別面積は準備書に示しているとおりであり、浸透施設は区画ごとに設置可能性を検討し、設置可とした区画については、流出係数が小さくなるとして予測に組み込んでおります。

No.9 では、改変率が高い注目すべき 10 種のリストと移植場所について問われました。リストは、オオカナワラビ、ヤナギイノコズチ等の 10 種であり、移植場所は調査地域内で同一種が確認されている場所の近辺や、移植個体の確認環境との類似環境を想定して実施します。

No.10 では、工業団地の造成において、排水処理や緑地保存などを進出企業任せにするのではなく、開発企業の責任体制を明確にすべきとのご指摘をいただきました。これに対しては、全体の基盤整備は開発者が責任を持って行います。一方、個別の環境負荷管理は各企業が関係法令に基づき担いますが、分譲時の契約において、法令遵守や環境配慮事項の履行を条件として付すことで、開発者として強力に制限・誘導を行い、実効性の高い責任体制を構築します。

No.11 は、130 万 m^3 の残土の行き先や搬出方法を明確にすべきとのご指摘です。建設発生土については、近隣の他地区盛土造成現場や仮置場への搬出を軸に調整を進めており、実施設計の進捗に合わせて具体的な再生利用量や運搬計画を精査し、適正かつ確実な処理体制を構築します。

No.12 は、約 1 万 5,000t の伐採木が全て焼却されるのかとのご指摘です。これらは全量を単純焼却処分するのではなく、持続可能な資源循環の観点から、可能な限り再資源化を図ります。伐採木の品質や性状に応じて、建設資材としてのチップ利用、堆肥化、バイオマス発電の燃料等、多角的な有効活用に向けた調整を進めております。

No.13 では、重工業やばいじん発生施設を伴う製造業の可能性について問われました。これに対して、大規模な設備を伴い、環境負荷が大きくなる傾向にある重工業については想定しておりません。ばいじん発生施設等を伴う製造業についても、本事業が定める独自の立地制限や環境配慮指針の範囲内であることを条件とします。

No.14 では、建物の高さの制限について問われました。建築物の高さ制限は 31m とします。

No.15 では、調整池の仕様と谷津田の水場との関係性について問われました。周辺の景観や地下水系への影響を抑えるため、コンクリート護岸は採用せず、土堰堤や自然のり面で整備します。特に、池底の掘削を行わず、現況地盤面を維持する設計とすることで、周囲の地下水が調整池内に不自然に吸い出される現象を防止し、谷津田の湿地環境を支える地下水位を安定的に保ちます。

No.16 は、調整池の整備形態と管理についてです。防災調整池として計画しており、常時満水型ではなく、ふだんは乾いた状態で維持されるため、周辺の景観を大きく変えるものではありません。管理体制については、千葉市へ移管し、公共施設として適切な維持管理がなされます。

No.17 は、除外した谷津田の所有・管理についてです。現時点では現状のまま保全する方針であり、原則として現在の土地所有者が引き続き管理を担います。当該区域

は自力での維持管理が困難な地権者が譲渡を希望していた経緯がありますが、将来的な所有形態や管理体制については、周辺環境の保全に資するよう、土地所有者の皆様と誠実に協議・検討を進めてまいります。

最後に、資料 4 の見解書に基づき、市民の皆様から寄せられた全 20 項目に及ぶ非常に多岐にわたるご意見に対する事業者の見解について、主要な環境テーマごとに整理して詳細にご説明します。

まず、事業のビジョンと自然保護、ネイチャーポジティブに関する事項についてです。市民の方々からは、「この開発により自然植生が減少し、地域全体の環境品質が低下する」、「短期的な利益だけを追求し、地域の景観への配慮が欠如している」、「森林資源を活用した自然保護区やレクリエーション施設への転換を検討すべきではないか」、「森林を現況の 25%ではなく 50%残すべきだ」、「ネイチャーポジティブや 30by30（サーティ・バイ・サーティ）といった世界的要請との整合性がない」といった、本事業の根本的な方向性や存在意義を問う厳しいご意見が多数寄せられました。

これに対しまして、本事業は、都市近郊における持続的な経済自立と雇用創出を目的とした産業基盤の整備プロジェクトです。皆様が大切にされてきた自然保護という理想は深く尊重いたしますが、本事業の目的は単なる自然保護区の創設ではありません。その中で、生物多様性の核心部であり、当初の土地利用計画の 10.4%を占めていた谷津田を開発区域から完全に除外したこと、千葉県の方針を満す現況の 25%以上の森林を確保したこと、そして、調整池にビオトープ機能を持たせる計画としたことは、法令や環境方針にのっとり、事業採算性と環境保全のバランスを極限まで追求した現実的な最適解であると評価しております。

環境省による「生物多様性保全上重要な里地里山」の選定は、その地域の生態学的な価値を示すものではありませんが、法的な開発規制を伴うものではなく、特定の管理手法を義務づけるものでもありません。ネイチャーポジティブの理念につきましても、手つかずのまま放置するのではなく、残地森林の適切な管理や雨水浸透インフラの導入により、生物多様性の劣化を最小限に防ぐ形で寄与していく方針であり、国際的な環境保全の潮流とも実質的に合致するよう計画されております。これ以上の緑地拡大による事業面積の縮小は、多額の社会資本整備コストを投じる本事業において、地域経済の自立という事業の根幹を揺るがすため、現実的ではありませんが、確保した緑地を質の高い生物生息空間として整備することで、開発と生態系が調和する次世代型の拠点を実現してまいります。

次に、残土運搬、交通安全、大気等の生活環境影響に関する事項についてです。136 万 m³ 以上もの残土や伐採樹木の搬出に伴う 1 日最大 345 台から 400 台規模に及ぶダンプカー等の大型車両による交通渋滞、交通事故リスク、騒音、粉じん、そして、通学路への影響について、極めて強い懸念が示されました。

これに対して、既存集落内生活道路、特にご心配の声も多かった下大和田 17 号線については、本工事の主要経路としては極力使用しない計画であることを前提とし

ております。交通負荷を最小限に抑えるため、千葉東金道路の中野インターチェンジに至近な箇所に専用のアクセス道路を整備し、そこを主要動線とすることで、周辺集落への直接流入を根本から抑制いたします。県道 131 号線との交差点周辺の環境影響評価につきましては、現況交通量とピーク時の工事用車両台数を用いた予測においても、大気質や騒音等の環境基準を十分満たすことを確認しております。市長意見においても、追加の交通シミュレーションは求められておらず、日中の運行の原則化や、事業者が主体となった運転手への定期的な安全教育の徹底といったソフト面の対策を講じることで、事故防止と環境負荷の低減は十分可能であると判断しております。また、準備書で未掲載となっていた工事用車両の山積表については、評価書の資料編に確実に掲載し、情報の透明性と客観的な検証可能性を担保いたします。

次に、水象と治水、災害対策に関する事項についてです。「台地の大規模な改変により地下水が減少し、谷津田の湧水が枯渇して、希少生物が死滅するのではないか」、「事業対象地域の 75% が山林で、その 5 割が失われる計画であるが、対策を施さなくても 3 割しか湧水への影響がないと計算されているのは過小評価ではないか」、「鹿島川が氾濫して水害が拡大するのではないか」といった、地域の水循環全体への多大な懸念が寄せられました。

まず、地下水についてですが、森林面積が半減するという面積率から、直感的に水が枯れると懸念されるお気持ちは十分理解できます。しかしながら、本アセスメントにおける流水量の減少予測は、単なる面積の引き算ではなく、開発区域外から供給される広域的な地下水の流れや、雨水の浸透特性等を総合的に勘案した専門的な水循環シミュレーションに基づくものです。さらに、雨水浸透施設の配置や、未舗装の緩衝緑地の確保といった環境保全措置を適切に講じることで、現況の 76.4% の湧水量を確保できると予測しており、これはニホンアカガエルやメダカ、ヘイケボタル等の生息に必要な水環境を維持できる科学的根拠となる数字でございます。加えて、進出企業に対して、地下水を利用しないことを立地条件として明確に義務づけることで、水資源の保全を行政的な約束事として強力に担保いたします。

治水におきましても、千葉県 の 指針 に 基 づく 降 雨 流 出 モ デ ル を 用 い、50 年 に 一 度 の 確 率 の 降 雨 に 対 応 し 得 る 十 分 な 容 量 の 調 整 池 を 設 計 し て お り ま す。下流の鹿島川への流出量を現況以下に抑えるピークカット機能を備えており、新設道路の鹿島川交差部には想定最大量の流量を安全に流下させるボックスカルバートを設置するため、大雨による堰止めや溢水リスクを防止する構造となっております。

また、調整池は池底の掘削を行わず、現況の地盤面を維持する設計とすることで、周囲の地下水が調整池内へ不自然に吸い出される現象を防ぎ、谷津田の湿地環境を保全する綿密な設計となっております。

次に、動植物の保護と生態系ネットワークに関する事項についてです。キツネ等の哺乳類、サシバ、オオタカ、ミゾゴイといった希少鳥類、カエル等の両生類、そして、カンアオイなどの希少植物の保護について多くの具体的なご意見をいただきました。

特に世界的に貴重な絶滅危惧種であるミゾゴイにつきましては、当初のアクセス

道路案が本種の営巢林を通過する計画であったため、環境省の保護指針、「ミゾゴイ保護の進め方」に基づき、営巢林全体を完全に回避するルートへと事業区域の大幅な見直しを行いました。サシバ、オオタカについても、専門的な行動圏解析に基づき、繁殖期に工事工程を調整するコンディショニングなどの環境保全措置を講じ、影響の低減に努めます。哺乳類や両生類の移動経路確保のためには、谷津田周辺に残地森林や造成森林をバッファゾーンとして集中的に配置し、新設道路との交差部には動物が安全に横断できるアニマルパスの設置を詳細設計では検討いたします。両生類についても、はい上がれるタイプの U 字溝の導入等を検討し、ロードキルや分断影響の低減を図ります。氷河期の生き証人とも呼ばれるカンアオイについては、事前の類似環境調査に基づく慎重な移植計画を策定し、保護に努めてまいります。

次に、谷津田の維持管理とふれあい活動に関する事項についてです。「事業者による立入制限により、保全区域とした谷津田が放棄水田化し、環境が劣化しているのではないか」、「ふれあい活動ができなくなっている」との厳しいご指摘がありました。

これについては、現在は測量や各種詳細調査が進行中の準備段階にあり、私有地の管理責任及び安全確保の観点から、事業への反対活動を行う方々の立入りを制限せざるを得ないという事業者の立場をご説明しております。これを放置や荒れ放題にする意図は決してなく、環境影響評価の原則として、予測に用いるデータは調査実施時の標準的な現況をベースとするため、一時的な植生遷移をもって調査をやり直す必要はないと専門的に判断しております。ただし、今後の植生遷移等の状況については、事後調査を通じてモニタリングを行い、将来的には適切なルールの下で、地域社会に寄与する環境整備や土地利用の在り方について、関係者と合意形成を図りながら進めていく方針です。

次に、環境影響評価書の記載内容充実と法令遵守に関する事項についてです。法令に基づく市街化調整区域や、農振農用地の指定状況の記載漏れ、上位計画への言及不足についてご指摘を受けました。

これらは、環境アセスメントの手續上、透明性を高める上で極めて重要な法的要件であり、評価書において確実に追加・追記を行います。これらは意図的な隠蔽等では決してなく、評価書の精度をより高めるための貴重なご指摘として真摯に受け止め、関係機関との協議を本格化させてまいります。

資料の説明は以上となります。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、ただいまの説明につきまして、質問、意見等があればお願いします。発言を希望される方は挙手をお願いします。事務局がマイクをお届けします。

【羽染委員】 よろしいでしょうか。

【岡本会長】 はい、お願いします。羽染先生のところにマイクをお願いします。

【羽染委員】 羽染といいます。私は廃棄物を専門にしているのですが、前回出られなかったので、「審査会後に寄せられた委員意見と事業者の見解」という資料 3

で私が質問して確認したいのは、No.10、11、12 です。

まず、No.10 のほうから確認させてください。この事業は工業団地の造成・誘致というふうに受け取ったのですが、大体工業団地の造成というと、公共が関与して組合みたいな形で作るということで、出来上がってからも、公共は逃げられませんから、最後まで面倒を見ると思うんですけれども、今回は一企業が売買して、誘致したら終わりということが懸念されます。そういう観点で 3 点質問しました。排水処理と緑地保存と廃棄物処理、この 3 つはどのような考えで進められるのかということを確認したいのですが、回答では、下水道は書いてあって、廃棄物処理は個別に責任を持って適正に処理すると書いてあります。

まず、排水処理は、大体工業団地の造成というと、大きい排水処理設備を一個持って、全企業の排水を一手に引き受けてやる。あるいは、ある程度の緑地はその企業がやるとか、廃棄物処理は、リサイクルとかを考えると、やはりできればまとめて開発者が面倒を見ていただけると安心できるなと思うのですが、この回答を見ると、全て企業に任せますという考え方ですが、いいのでしょうか。お答えをまずお願いします。

【事業者】 美樹観光の浅川でございます。

まず、排水については、基本的に公共下水を整備する予定です。緑地に関しては、一部千葉市に帰属、一部企業様に保全してもらおう形になると思います。廃棄物に関しては、各企業様で責任を持って処分していただく形を取ろうかと今思っております。

【羽染委員】 回答と同じ考えで、私が受け取った考え方で間違いないということですね。

【事業者】 そうですね。

【羽染委員】 排水は仕方ないかなと思うのですが、緑地保存とか緑化率が開発行為の場合は義務づけられていますので、緑地を保存するという大きな枠のところは開発者がやっぱり押さえるべきではないかなと思います。企業任せにするというのではなくてですね。

それから、廃棄物処理に関しては、やはり開発者が、ある程度、どんな廃棄物が出て、リサイクルできるものはうまくまとめて、その地域内でリサイクルできるような仕組みをつくってあげるほうが親切だと思いますので、ちょっとご配慮をお願いしたいということです。

【事業者】 はい、了解しました。

【羽染委員】 それから、11 番です。11 番と 12 番は関係するのですが、まず、非常に大量の残土が発生する。切土、盛土が発生するということですが、最近非常に豪雨が多いですから、場内に積んでおいて、それが流れ出て河川とかを汚すということがないように、切土、盛土の量を事前にしっかりと把握して、きちんと搬出計画を立てていただきたいというのが 11 番です。

それから、12 番ですけれども、先ほどの説明の中で、搬出車両の見直し・精査をしますということがあったのですが、12 番で私が前回確認したら、樹木伐採による発生量は桁間違いということでした。これは 1,000 分の 1 に排出量が小さくなると

ということで、アセスメント上は最大でやっているのだろうなということで一応安心はしたのですが、非常にデータの信頼性が問われると思いました。

例えば、2分冊中の1の8-48、49ページに、「将来交通量（工事中）」として一般車両と工事用車両が出ているんですけども、これを決めるために、8-48ページに64か月目がピークになりますと書いてあります。いまいちこの内訳がよく分からない。住民からの質問にもあったように、1,000分の1に台数が減ったらどうなるんだということを精査して出しますと何回か答えていますけれども、それを見ないと、データとして本当に信頼できるのか懸念されますので、もう一度この辺を次回までに提出していただければということです。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、事業者より回答をお願いいたします。

【事業者】 ご指摘ありがとうございます。弊社のほうでまた再度検討させていただきまして、ご回答させていただきます。

【岡本会長】 次回までということですが、この後事務局から説明がありますけれども、市長意見の答申の期日が迫っておりますので、その審議に間に合うように提出をしていただかないと、事業そのものの進行への大きな影響が懸念されます。その辺、慎重に配慮して、速やかに回答をお出しいただけるように努力をお願いしたいと思います。

【事業者】 はい、承知しました。

【岡本会長】 事業者からの回答は以上でよろしいですか。

【事業者】 はい。

【岡本会長】 ありがとうございます。先生、よろしいでしょうか。それでは、回答をお待ちすることにしたいと思います。

ほかの先生方、いかがでしょうか。先生、お願いします。

【杉田委員】 杉田と申します。資料3の3番と4番を質問した者です。

3番では、地下水面等高線図の観測地点と計測値をご提示くださいとお願いしたのですが、観測地点は示していただきまして、計測値はどこかに示されているのかというのが1つ目の質問です。

2つ目は、今、データの信頼性というお話がありましたけれども、それは4番のほうでございまして、準備書の8-236ページ、ヘキサダイアグラムをご覧いただきますと、左の上から2つ目、自然の水はプラスとマイナスが必ずバランスしておりますので、この左側のプラスと右側のマイナスは必ず同じでなければ、科学的にあり得ないんですね。これが観測データだというご回答ですが、科学的にあり得ないので、これがもし観測データだとすれば、何か別の原因があるわけです。その原因が分からないということですが、私どもは、このイオンのプラスとマイナスのバランスでもって地下水水質の品質確認をいたします。そういったデータの信頼性、品質確認のためにも、このマイナス側がない原因を明確に教えていただきたい。恐らく水質はこのアセスの中では大して重要なことではないと思うのですが、データの信頼性という意

味でご説明をいただきたいと思っております。そのためには、多分今回確認をされたと思うので、こういった確認をされたのかということをお教えいただきたい。

それから、ご回答の中に「水温が」と書いてあるのですが、地下水の水温は多分一年中ほとんど変わらないと思います。ここでは大きく変わるのでしょうかというのが3つ目の質問です。

よろしく願いいたします。

【事業者】 まず、1点目は、地下水位の等高線図の基となったデータということですよ。

【杉田委員】 はい、そうです。

【事業者】 地下水位の調査地点とは別に、設計上のボーリング調査をいっぱいやっています、その地点のボーリングしたときの地下水位も含めて解析を行っているのですが、それは準備書の中に掲載していなかったかもしれないので、そちらについては次回の審査会のときにご提示させていただければと思います。

前回の審査会でもご指摘いただいたイオンバランスが大きく崩れているというのは、私のほうで確認が遅れてしまったものですから、サンプルの取り置きがなかったので再分析ができなかったのですが、採水と分析に当たっては、計量証明事業者登録をしているところに依頼をして、採水のときのコンタミとかそういったものの防止は徹底しているということは確認しております。

その上でこういったことが考えられるのかというのを別途確認したところ、分析に当たっての水温と室温の差とか、そこら辺が考えられるのではないかと。これはあくまでも可能性としてそういった話でした。ただ、この話だけだとちょっと分からないものですから、補足的に今後その場所でもう一回採水して、確認したいと思っています。

今回、四季調査を行っているものですから、ある程度ほかの季節で傾向はつかめていると思うのですが、ただ、冬のときの調査結果が明らかに専門家の方から見てどう考えてもおかしいのではないかとというのは、それはもちろんご指摘のとおりですので、そこら辺も踏まえて今後再検証した上で、ほかの季節と実際は同じような傾向が得られていたとか、そこら辺をお示しできればいいかなと思っています。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【杉田委員】 最後の質問の水温は。

【事業者】 これについては、変わっていないのではないかとのお話ですが、すみません、今ここで水温の調査結果は準備書に載せている結果としてお示ししていないので、そこら辺の採水のときの状況も含めて再確認した上で、また説明させていただければと思います。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

事業者の方、注意していただきたいのは、市長意見の答申文案の取りまとめまでの日数が非常に限られていますので、次回の審査会で回答いただいたのでは期日内に市長意見が出ない可能性があることに留意してください。つまり、次回の審査会のと

きに、先生がこれで安心だと、多少データに誤差があることは懸念されるけれども、事業そのものについて大きく信頼を損なうものではないと委員の先生が納得できるようなものを、先生が審議する時間的な余裕を見て回答を提出してください。

そのときに、私は専門家でないので分からないのですが、イオンバランスが崩れているということは、個々のイオンの計測値に誤差があるのか、計測が失敗しているのかどうか。そのことに関しては、多分計量証明事業者であればそれほど大きなリスクはないと思うのですが、そもそもイオンバランスの計算に必要なイオン種が分析対象になっていない可能性はないか。これについては、ここで検討している硫酸イオン、硝酸イオン、炭酸イオン等以外に、重大な環境影響の懸念があるイオンが測定から漏れていないかどうか、そこが多分一番重要なポイントになるのではないかと思います。

私は専門外なので分かりませんが、専門家から見たときに納得いただけるような回答を委員の先生が検討する時間の余裕を持って提出ができるように、対応をお願いしたいと思います。

【事業者】 承知しました。

今ご指摘いただいたほかのイオンの可能性も検討はしたのですが、この調査結果からそこまで断言することはできなかったのも、あくまでも現状で考えられる可能性として、測定方法のときの誤差とか、そういったものを挙げさせていただいたという形でございます。

先ほどおっしゃったように、次の審査会の直前だと間に合わないと思いますので、千葉市の事務局さんと調整した上で、早めに資料を提供できるように進めたいと思っています。

【岡本会長】 先生、そういう対応でよろしいでしょうか。

【杉田委員】 はい、ありがとうございます。

【岡本会長】 では、事業者の方、よろしくお願いいたします。

【事業者】 はい。

【岡本会長】 ほかに、委員の先生方。こちら、先にお願いします。森川先生、少しお待ちください。

【唐委員】 先ほどの杉田委員の質問は非常に重要です。私も前回の会議の後に意見を送りましたが、同感です。既にこのデータは信頼できないです。だから、報告書に載せていいかどうかの問題になります。別に冬季のデータがなくても全体的に影響がなければいいですけども、でも、間違っているデータを報告書の中に載せることは、むしろそちらのほうが問題ではないかと思います。コメントだけです。

【岡本会長】 それでは、事業者より回答をお願いいたします。

【事業者】 ご指摘ありがとうございます。今回、そこら辺の配慮が足りなかったものですから、今後の図書作成に当たっては十分に注意して進めていきたいと思っています。

【岡本会長】 お待たせしました。では、森川先生、お願いします。

【森川委員】 大気汚染を担当しています森川です。

今回、見解書ということで、いろいろな市民の方々のご意見とかを踏まえて、ご説明いただいたように、自然保護に対する配慮とか、事業推進に当たってぎりぎりのところを攻める。ネイチャーポジティブとか 30by30 のお話もございましたけれども、そういう姿勢はよく伝わったのかなと思います。

そうであればなおさら、重要なのは事後調査ではないかなと思うんですね。ここで言うと、11 章で書いていただいているのが事後調査なのかなと思うのですが、この調査期間は、「進出企業の事業活動が定常となってから 1 回」というのが目立つかなと思っております。

例えば、水象の話も結構出たと思うんですね。シミュレーションをやってこういうふうになりますよという予測を立ててやっておられるのですが、その部分、本当にそうなのか。私もシミュレーションをしておりますので、実際の状況との比較がすごく重要だと思うのですが、その部分が足りているのかなという懸念が少しあります。特に、1 回で済むのか。例えば地下水位でしたら年 4 回ということになるのですけれども、これもいつやるのか。こういう水象がすごく重要なところだと、よそでは、例えば連続サンプリングしていて、雨がいっぱい降ったときや状況が変わったときに見るということをされていると思います。

私はここは専門ではないのですが、水象の部分が大丈夫かなということと、あとは、植物や動物に関しても、生態系という面では 1 回で足りるのかな、どうなのかなと思います。逆に、工事中のほうの事後調査では、植物のほうで 3 年間と書いてございまして、供用時のほうは 1 回となっています。3 年間と書いていただいているので、少し長いこと見ていただけるのかなと思うのですけれども、ここが本当に大丈夫なのか。もし何かあったときの対応方法、環境を守っていく、自然を守っていくというところをどうやっていくのかというのが少し見えない。そういうのも、恐らくご心配がすごく出てくる一つなのかなと感じております。それがまず一つです。

もう一つは、進出企業さんは、いろいろリミットというか、例えば重工業の方は入れませんよとか、公害防止に基づいた企業さんを誘致されるということです。悪臭に関して、いろいろやっていただけるということですけれども、悪臭で問題になってくるのは、どちらかというと、蒸発してくるとか、物が燃えて出てくるというよりは、あるものから発生してくるようなものが多いです。予測のところでは燃焼ガスという観点で予測されていて、例えば排ガス温度が 218 度とか。そうではなくて、例えばアンモニアとか、トルエンという溶媒みたいなものが出てくるときの予測みたいなものはされないのですか。

以上、2 点です。

【事業者】 ご指摘ありがとうございます。

まず、1 点目の事後調査です。今、準備書のほうでそれぞれ 1 回とかそういう記載をしていますけれども、進出企業が入ってくる段階も、いきなり全部入ってくるわけでもないですし、それでピーク時と考えると相当後ろになってきてしまう可能性も

ありますので、そこは状況を踏まえながら、工区分けも、1工区、2工区、3工区と分けて順次進出企業が入ってきますから、そこら辺の段階を見極めながら、なるべく早めに環境影響を抑えるような形で事後調査の設定を進めていきたいと思います。ですので、準備書の事後調査計画の記載は割と漠とした感じだったのですが、評価書の段階では、そこら辺を丁寧に進めていくということをお示しできればと思っています。

あと、大気関係で、有機溶剤とかそういったもの、単純に燃焼で生じるものではなく、施設から漏れいしてくるものに対する対策も、脱臭装置なりも含めて、どちらかというと、定量的な予測というよりも、こういった対策を講じるように義務づけますというような定性的な予測にはなるのですが、そういった観点も含めたものを評価書の予測のときには入れ込んで、そこら辺も十分アセスの中で担保していくような形で進めたいと思います。

【森川委員】 ありがとうございます。

ちょっと追加で、事後調査の結果を住民の方と十分ディスカッションできるような場とか、そういうのも設けられる予定はあるのですか。

【事業者】 取りあえず事後調査報告書につきましては段階ごとに千葉市さんに提出することにはなると思うのですが、周辺の自治会さんや地元の方に説明するかどうかにについては、今後事業者さんのほうで恐らく自治会さん等と調整しながら、そういった場を設けていく形にはなるのかなと思います。

【森川委員】 ありがとうございます。とても心配されておりますし、結構チャレンジングな計画ではないかなと私も感じていますので、本当にうまくいったか。また、うまくいっている場合はとてもインパクトがあると思うので、ぜひ公開されるようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【事業者】 ご指摘ありがとうございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかに、先生方。お願いします。

【鶴見委員】 自然環境を担当しております鶴見と申します。前回の会議を受けて、回答していただいてありがとうございます。

前回の会議のときにもちょっと申し上げたのですが、希少鳥類ということで、サシバやオオタカが挙がっております。その中で、恐らくそういった鳥類は、この谷津田を餌場に行っている可能性が非常にあるかと思います。改変率であるとか保護のことについて、どういう論文なり文献を参考にされたのか挙げていただけないでしょうかということを前回会議で申し上げたと記憶しております。

今回、その回答、見解というところを見ましても、いろいろ文献はありますよということなのですが、具体的に挙がってきていない。恐らくそういう猛禽類であれば、環境省のワシタカの保全の本、そういったものを参考にされているかと思いますが、念のため、どういうものを参考にされているのか、挙げていただけないでしょうか。

そして、そもそもの問題になってしまいますけれども、私は千葉市の資料をほかにも拝見したのですが、令和 5 年の資料で、千葉市の森林面積は約 4,821ha と書いてございました。これは市域の約 17.6%で、この事業対象区域もその中に含まれているという理解でおります。しかしながら、今回の事業ではかなりの森林が消失する。これについて、私たち人間の活動を全て否定するわけではないですけれども、その中で、今 17.6%であるものがさらに減っていく。それに対して、この事業を行う正当性、どうしてもこれが必要なんだということをきちんと押さえていただく必要があるかと思っております。

以上です。

【岡本会長】 それでは、回答をお願いいたします。

【事業者】 まず、前半の部分、鳥類についてのご質問に回答させていただきます。予測評価の際に参考にした文献等というお話だったかと思います。

まず一つとしては、今ご質問の中にも挙げられていたかと思いますが、環境省が発行している「猛禽類保護の進め方」です。それについては、オオタカとサシバで冊子が 2 つに分かれておりますので、そちらは両方参考にさせていただいております。特に参考にしてしている内容としては、そちらの環境省が発行している資料に各種の行動圏の解析のやり方が記載されておりますので、そちらを参考に行動圏を推定して、予測評価を実施しているという内容になっております。

もう一点につきましては、これは後ほど事務局さんを通して論文等をご紹介させていただければと思うのですが、サシバについて、今回コンディショニングという措置を採用して、工事の実施中、しっかりモニタリングしていくような保全措置を考案しております。こちらについて参考にさせていただいたのは、前回お話しさせていただいた内容にはなるのですが、「メタ解析を用いた環境保全措置の効果検証：全国の道路事業での希少猛禽類 3 種の繁殖成否」というタイトルの論文が公開されております。土木学会の論文集に記載されているものになります。こちらについては、今回繁殖が確認されているオオタカとサシバについて、全国で実施されている調査の事例を集めて、その事例全体を解析したメタ解析と呼ばれる手法ですけれども、それでどういった傾向が見られるかといったことを取りまとめている論文になります。

この論文の内容で、巣と工事の実施場所の距離が近い場合については、環境保全措置をしっかり手厚くすることで、距離が離れている場所と繁殖の成功率の差がないと出ておりましたので、これにのっとなって、今回は距離が近いに該当するかと思いますので、しっかり保全措置を講じて進めていこうと考えて記載しているという状況になります。

あとは、こちらは事業者の自主的な取組みとはなりますが、我々とは別に、第三者の専門の方に鳥類に関しても意見を聞いて、影響の度合いなどを確認しながら保全措置を考案していったと、そういった内容となります。

【鶴見委員】 ありがとうございます。

もう一つ、関連してしまいますけれども、資料 4 の 10 ページになります。よろし

いでしょうか。谷津田というふうになっているのですが、今、谷津田には入れない状況だということが書かれております。そうなってしまうと、ここは谷津田と言っているのかなというのがそもそも疑問に思いました。事業を行っていく際には、谷津田の部分を事業者さんが買い取って、継続できるように検討したいということが書かれてありましたけれども、荒れ地になってしまった状況でも谷津田に戻していく、そういう大変な作業をやられるという理解でよろしいでしょうか。恐らくこの谷津田がサシバやほかの生物の重要な餌場になっていると考えますので、その辺り、いかがでしょうか。

【事業者】 美樹観光の浅川です。そのように努力してまいりたいと思います。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【鶴見委員】 これは重要なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。評価書なり次の書類が出てくるときにも、そういったことをきちんと書いていただく。先ほど教えていただいた文献についても、きちんと書名を挙げて、いつのものなのかということを書いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

【岡本会長】 ありがとうございました。

ほかにご意見は。どうぞ。

【北原副会長】 谷津田の話が出たので、ちょっと関連して。資料 3 の No.16、17 のところになります。3 ページ目です。16 は調整池に関連して、17 は谷津田に関連してですけれども、これは、調整池の管理は千葉市に将来任せるんだということ、それから、谷津田に関しては、基本的には土地所有者の方たちにお任せするというふうにさらっと読むと読めるのですが、今のお話にもあったように、一度荒れてしまった谷津田を所有者に戻してくれと言っても、本当の理想的な谷津田の状態に戻すのは大変なことだと思うんですね。そうすると、やはりマネジメントの体制・組織をどうしていくかということが非常に大きな課題になっていくと思います。

この 17 の最後の 2 行のところに、「事業の進捗に合わせて土地所有者の皆様と誠実に協議・検討を進めてまいる」という文言がありますが、これは具体的にどんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

【事業者】 美樹観光の浅川です。

今ご指摘のあった谷津田の今後の管理については、今のところ厳密に明確に答えられる答えを用意してございません。今後それについても検討させていただきたいと思います。

【北原副会長】 検討していただけるということですが、やはりできるだけ早い段階で、どういうメンバーで、いつ、どこで、どんなことを話し合っていくのかという粗筋、シナリオは示していただきたいと思います。そういった土台をつくっていくところまでがディベロッパーの役割なのではないかという気がするので、ぜひ具体的な提案をお願いしたいと思います。やはり荒れてきてしまっている谷津田に戻していくというのは大変なことなので、それなりの体制をきちんと組んで、もう一度地

主さんに渡すとか市に渡すとかあると思いますが、渡される側も含めた場できちんと議論をしてシナリオをつくっていただければと思います。これはお願いです。

【事業者】 ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかの先生方。お願いします。

【山崎委員】 緑地や景観の担当をしております山崎と申します。よろしくお願いいたします。

この段階で見せられているものは、要は線的なことで、どんな風景とかどんな景色が出来上がるかというのは全く分かりません。ここで書かれている題も、「開発計画」という、今どきこんな言い方をするのかと思うような、今、SDGs だ何だという話をしているのに、「開発」ということが大きく出るというやり方はもう少し考えたほうがいいのではないかな。

25%の緑地率に関しては、いろいろな法的なこととか、民間事業者さんなので、これぐらいやらないと収支が成り立たないんだということも分かりますが、大きな目標として、この緑地を改変するときの在り方みたいなものをこの開発の事業の中で最初にしっかり言っていただかないと、単なる造成だけの業者さんで、土を入れて、道路をつくって、言われたとおり調整池をつくりますよだけで終わらずに、住民の方が心配されている自然を守りますよと。「守りますよ」ではなくて、「私たちがつくっていくんです」みたいな、もっと大きな全体の志みたいなものをしっかり入れ込んでこそ、この造成は確かに自然に配慮した造成の仕方ですね、この区画の道路のつくり方は自然に配慮したものですというふうにダウンしてくる。最初の目的に対して、これがどういうふうに重なっているか。

ここに道路が通ると効率的ですよとか、そういうのは誰も求めているんですね。だから、道路のつくり方に関しても、水をどれだけ取り込むかとか、緑地をこういうふうに入れていくので今までの道路のつくり方ではないですよと。あと、造成の土に関しても、どこだか分からない一番安い土を入れましたみたいなことは一切せずに、その後も自然がちゃんと担保されるような、湧き水も汚さないような土になっていますよと。そういうことが一切書かれていないから、開発が怖くて怖くて手を挙げられないというのが多分住民の方だと思うんですね。

一番最初の目標みたいなもの、この開発の計画の中で、しっかりその辺の部分、環境に私たちは前向きな姿勢を出しますよということが言えていないから些末なことになると、あと、断面的なこと、具体的に道路とか造成の断面みたいなものが今見えないので、どうなってしまおうんだろうというのが、今、目に見えない状態ではあるなと私は感じました。その辺のところは明快に分かる事業目的と、私たちがこれから一番やらなければいけない開発の仕方はどういう仕組みかということを書いてくざると、もう少し皆さん安心されるのではないかなと。

本当に水の問題だと思うんですね。どんな土が入るかで、水が変わってしまう。植物も、全部土で変わってしまう。土台がしっかりしていれば、復活・復元できるんですよ。そこら辺のところが見えないから、不安でしかないと思いますので、ぜひ記入

もしくはちゃんと掲げていただきたい。学識なり第三者委員会をつくるみたいなお話がありましたけれども、ちゃんと責任を持ってお話ができる方を入れて、ぜひこの計画をよりよいものにしていただきたいと思います。

すみません、意見書みたいになってしまいました。

【岡本会長】 それでは、ただいまの先生の意見に対して、事業者の見解なり回答なりをお願いしたいと思います。

【事業者】 ご意見ありがとうございます。再度検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

【事業者】 ご指摘ありがとうございます。今のお話の中で、イメージが湧きづらいとかそういった話は、例えば具体的にフォトモンタージュとかをお示ししていますけれども、パース図みたいな全体のイメージが……

【山崎委員】 エコの考え方とか、もうちょっと……

【事業者】 事業の目的とか、全体のスタンスとか。

【山崎委員】 そうですね。

【事業者】 そこら辺については、今回意見書とかでもいろいろご指摘いただいていて、今回の見解書でもそういったものに対する事業者のスタンスはお示ししていますけれども、そこら辺をもうちょっとかみ砕いて分かりやすいものにして、評価書の中でお示しできればと思っていますので、よろしく願いいたします。

【岡本会長】 回答ありがとうございます。先生、よろしいですか。

【山崎委員】 はい。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方。では、唐先生、お願いします。

【唐委員】 たびたびすみません。唐と申します。専門外の質問をさせていただきたいと思います。

資料 3 の No.14 のところで、事業所の建物の高さは 31m までと決められています。これは、多分周りの景観を考えて定められたものだと思います。私の疑問としては、今回の調査の中では、特に地下水に対する考慮が非常に多い。谷津田の管理もあるのですが、ボーリングのデータから見てみると、地下水位が 1m から十数 m まで、場所によってかなり違うということになっています。私の専門外の質問というのは、これから建物を建てることに関して、地下の部分で、杭を打ったり、どの深さになるか、それで地下水の流れがシャットダウンされるかどうかということを懸念しています。少なくとも地下水が浅いところは、建物の建て方、デッドラインを引いたほうがいいかなと思ってしまいました。要は、地下水が細長く東から西のほうに流れていくことになりますので、このデータを見ると、地下水の流れ、幅がだんだん狭まってくるんですね。そうすると、建物をつくったときに、地下の部分がどうなっているのか分かりませんので、少なくとも計画のときには、この地域はこういう建て方は駄目ですよと、地下に関しては提案したほうがいいのではないかと思います。コメントだけです。

【岡本会長】 事業者より回答をお願いします。

【事業者】 ご指摘ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、今回、単純な地下水調査以外に、造成計画をつくるに当たってボーリング調査を実施区域内でいっぱいやっていますので、そこら辺の調査結果を踏まえながら詳細な造成計画を立てて、それに応じて建物の上物もそういった条件を踏まえながら設計していくという形にはなると思います。

【唐委員】 つくる段階で地下水をくみ上げる工法を使っているかどうかを含めて、どこかにコメントを入れたほうがいいかなと思います。

【事業者】 ありがとうございます。

【岡本会長】 唐先生、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。村岡先生、お願いします。

【村岡委員】 法律的な見地から一つご質問させてください。

本日配付いただいた資料3の10番のところですが、「進出企業に一任するのではなく、分譲時の契約において（中略）強力に制限・誘導を行ってまいります」と記載いただいています。この点について、「契約による拘束力で担保」とありますが、具体的にどういった条項で担保されるのか、今お考えのものがあれば教えてください。具体的な条件ですとか、それに違反した場合の効果をどのようにお考えか、教えていただければ幸いです。

【事業者】 美樹観光の浅川です。

今現在のところ、条項までは考えておりません。また、違反したらこういった罰則があるというところまでもまだ考えておりません。

【岡本会長】 村岡先生、よろしいでしょうか。

【村岡委員】 はい、ありがとうございます。

【岡本会長】 そうしますと、見解書のところを書いてある「拘束力で担保することで対応します」というところは取消しをするということによろしいですか。

【事業者】 いや、詳しい条項までの説明はできないということで、それについては今ご指摘がありましたので、検討して回答を差し上げます。

【岡本会長】 「構築してまいる所存です」ではなくて、「責任体制をこれから検討します」という回答に差し替えるということによろしいですか。

【事業者】 はい、そうですね。

【岡本会長】 了解いたしました。

先生、よろしいですか。

【村岡委員】 はい。

【岡本会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。

もしこの場で意見がないようであれば、事業者から回答を頂戴する会議はここで一旦閉じて、後で気がついた点があれば、この後事務局から指示があると思いますが、委員の先生方はそのときに文書をお出しいただいて、事業者に回答をいただくということで進めさせていただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

事業者への直接の質疑はここで終わりでよろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、事業者の皆さん、どうもご苦労さまでした。本日はこれで退室していただいて結構です。

【事業者】 どうもありがとうございました。

(事業者退場)

【岡本会長】 それでは、皆様、お疲れさまでした。本日の審議を踏まえまして、追加のご質問、ご意見がある場合は、後日、事務局までお寄せいただければと思います。

それでは、これで本日の議題は終了いたしますので、これからの進行は事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【辻本環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは3点連絡がございます。

1点目は、追加のご質問、ご意見についてです。先ほど岡本会長からお話がありました本日審議いただいた案件の追加のご質問、ご意見につきましては、事務局から依頼いたしますので、期限が短く恐縮ですが、6月12日（金曜日）までに事務局宛てに送付いただきたいと存じます。

また、今回の質疑応答の中で、事業者が回答する、あるいは資料提供するといった内容につきましては、事業者のほうから提出され次第、委員の皆様にも速やかに展開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、議事録の確認についてです。本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただき、議事録として公表させていただきます。

3点目は、次回審査会の日程についてです。次回の審査会は7月9日（木曜日）を予定しております。本日審議いただいた千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価準備書についての答申案を審議いただく予定です。

事務局からの連絡は以上です。

これをもちまして、令和8年度第1回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

【岡本会長】 先生方、ありがとうございました。

それから、事務局にお願いなのですが、本日、事業者から、この場では答えられないので速やかに回答を提出いたしますという案件につきましては、質問された先生のところに優先的に回答をお送りしてください。最終的には全員に回答を送ってほしいのですが、意見を発した先生が納得できる内容であるかどうか、そのことについては事務局で確認して、次回の審議に支障が出ないように、適切に対応していただきたいと思います。

質問された先生方、大変日程が限られている中での対応でご迷惑をおかけすることがあると思いますが、速やかな審議のために、ぜひご協力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局へお返しします。

【辻本環境保全課長補佐】 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

午後 4 時 3 5 分 閉会